

太子町長等倫理条例をここに公布する。

平成 28 年 9 月 26 日

兵庫県太子町長 服 部 千 秋

条例第 21 号

太子町長等倫理条例

(目的)

第 1 条 この条例は、町政が町民の厳粛な信託によるものであるため、特に重い責務を果たすべき町長、副町長及び教育長（以下「町長等」という。）については、より高い倫理の保持が求められることに鑑み、町長等の倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、町政に対する町民の信頼を確保することを目的とする。

(町長等の責務)

第 2 条 町長等は、町政に携わるに当たっては、その権限を町民のために行使すべき責務を負っていることを強く自覚し、町民全体の奉仕者としてその使命の達成に努めなければならない。

(倫理基準の遵守等)

第 3 条 町長等は、次に掲げる倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 町が行う許可、認可等の処分その他の行為又は町が行う売買、賃貸、請負その他契約等に関し、特定のものに有利又は不利な取扱いをしないこと。
- (2) 政治活動に関し、道義的に批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。
- (3) 常に町民全体の利益のみをその指針として行動するものとし、その地位を利用して不当に金品を授受しないこと。
- (4) 町民全体の代表者として、その品位や名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある利害関係者との会食等の行為をしないこと。
- (5) 職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけてはならないこと。

2 町長等は、倫理基準に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度で疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

(審査の請求)

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に定める選挙権を有する者は、町長等が前条第1項の規定に違反する疑いがあると認めるときは、その総数の50分の1以上の連署をもって、その代表者から、これを疑うに足りる事実を証する書類等を添付した審査請求書を提出して、町長に審査を請求することができる。この場合において、連署に係る署名は、審査の請求が行われる日前1か月以内に行われたものでなければならない。

2 町長は、前項の規定による審査の請求がなされたときは、直ちに審査請求書及び添付書類等の写しを次条第1項に規定する町長等倫理審査会に提出して、その審査を求めなければならない。

（町長等倫理審査会の設置等）

第5条 町長等の倫理の保持に資するため、町長等倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

（審査会の審査）

第6条 審査会は、第4条第2項の規定により審査を求められたときは、直ちに必要な審査を行わなければならない。

2 審査会は、審査を請求された当該町長等に出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。

3 審査会は、第4条第1項の規定による審査の請求をした町民の代表者から事情を聴取し、資料の提出を求め、又は町民その他関係人を参考人として出席させ意見を聴くことができる。

4 審査会の会議は公開とする。ただし、出席した委員の過半数の者の同意を得たときは、非公開とすることができる。

（町長等の協力義務）

第7条 町長等は、審査会から要求があったときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

2 審査会は、町長等が前項に規定する審査会の要求に協力をしなかったとき、又は審査会に虚偽の報告をしたときは、その旨を公表するものとする。

（報告書の提出等）

第8条 審査会は、第4条第2項の規定により審査を求められた日の翌日から起算して60日以内に、審査の結果及びその理由を記載した審査報告書（以下「報告書」という。）を作成し、これを町長に提出しなければならない。

2 審査会は、前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他正当な理由により、報告書が提出できないと判断したときは、同項の期間を延長することができる。この場合において、審査会は、当該延長の期間及びその理由を町長に報告しなければならない。

3 町長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに当該延長の期間及びその理由を、当該期間の延長に係る審査の請求をした町民の代表者に通知し

なければならない。

(公表)

第9条 町長は、前条第1項の規定により報告書の提出を受けたときは、その内容を当該報告書に係る審査の請求をした町民の代表者に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

(町長の措置)

第10条 町長は、報告書において、第3条第1項の規定に違反している旨の指摘を受けたときは、これを尊重して、町民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講じなければならない。

(補則)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後になされた町長等の行為について適用する。

(太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 太子町報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(39) 町長等倫理審査会委員